

平成20年4月から

# 健診のしくみが変わります

《基本健康診査》→《特定健診・特定保健指導》

新しい特定健診・特定保健指導は年に1回、国保などの医療保険者が実施します。  
40歳から74歳の人を対象にメタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした健診です。

## 特定健診・特定保健指導の流れ

国保加入者の場合は、国保から健診の受診券が送付されます。必ずこれを持って医療機関に受診するようになります。

### 1 特定健診

受診のおしらせなどから、指定の医療機関などで受診します。  
(健康診断) 血液検査等

結果にもとづき



### 2 判定・結果通知

生活習慣改善の必要性レベルを3段階に分けて判定、通知されます。

生活習慣の改善の必要が低い人

生活習慣の改善の必要が中程度の人

生活習慣の改善の必要が高い人

#### 情報提供

健診結果から現在の健康状態をしっかり把握。健康的な生活を送るための生活習慣の見直しや改善に役立つ情報を提供します。

### 3 特定保健指導

検査値改善のため目標を設定して保健指導を受けます。



#### 動機づけ支援

生活習慣の改善点にもとづき、目標を設定し行動できるように支援します。

#### 積極的支援

健診判定の改善に向けて実践できる目標を選択、継続的に実行できるように支援します。

## 注意事項

国保以外の被扶養者・家族の方は、加入している医療保険者（社会保険の方は社会保険）からのお知らせにより健診を受けてください。

75歳以上の方には、後期高齢者医療広域連合のご案内により、糖尿病などの生活習慣病の早期発見と介護予防のための健診が行われる予定です。

がん検診は、これまで通り、加入保険や年齢に関係なく受診できます。

【お問い合わせ先】 役場税務保険課（☎ 77 - 3615）・ 由岐支所住民室（☎ 77 - 2211）